

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 9 月 28 日付「保医発 0928 第 5 号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記の項目につき検体検査実施料が平成 30 年 10 月 1 日より適用されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

保医発0928第5号 (H30.9.28)

—平成30年10月1日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
抗デスモグレイン1抗体、 抗デスモグレイン3抗体及び 抗BP180-NC16a抗体同時測定	490点 (D014-注1)	免疫学的検査 144点	試薬販売未定 注)

注) ア 抗デスモグレイン1抗体、抗デスモグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定は、区分番号「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「3項目以上行った場合」の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者であって、間接蛍光抗体法（IF法）により、鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡についての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

ウ 天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査と区分番号「D014」自己抗体検査「29」の抗デスモグレイン3抗体若しくは抗BP180-NC16a抗体又は「36」の抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

■臨床的意義

自己免疫性水疱症は、天疱瘡（pemphigus）と水疱性類天疱瘡（bullous pemphigoid：BP）に大別され、天疱瘡ではデスモゾームを構成する表皮細胞間接着因子デスモグレイン（desmoglein：Dsg）に対するIgG抗体が、水疱性類天疱瘡では表皮基底膜に存在するヘミデスモゾームを構成するBP180、BP230に対するIgG抗体が検出されます。

天疱瘡は、皮膚・粘膜の水疱やびらんを主徴とし、大きく尋常性天疱瘡と落葉状天疱瘡の2型に分類されます。尋常性天疱瘡の標的抗原としてDsg3が、落葉状天疱瘡としてDsg1が同定されており、これらの標的抗原に対する自己抗体が細胞間接着を阻害することで、表皮あるいは上皮の細胞間接着が傷害されて水疱やびらんを形成します。

一方、水疱性類天疱瘡は、主に高齢者に好発し、痒みを伴う浮腫性紅斑と緊満性水疱を特徴とします。標的抗原としてBP230とBP180がありますが、水疱性類天疱瘡はBP180のNC16a部位に対する抗体が水疱形成を誘導することから、抗BP180NC16a抗体の検出が重要と考えられます。

本検査は、間接蛍光抗体法（IF法）により抗Dsg1抗体、抗Dsg3抗体および抗BP180NC16a抗体を同時測定するもので、天疱瘡や水疱性類天疱瘡などの自己免疫性水疱症の鑑別診断の補助に有用となります。

以上

* 収載項目についての詳細は担当営業部員または下記へお問合せ下さい。

インフォメーション：029-837-2721(代)

2018-B-006